

紹介手数料規定

株式会社 セレクト

紹介手数料 サービスの種類及び内容	有料職業紹介		紹介予定派遣					
	実務経験者	未経験者	紹介予定派遣期間					
	新卒者以外	新卒者	1ヶ月		3ヶ月		6ヶ月	
			新卒者以外	新卒	新卒者以外	新卒	新卒者以外	新卒
特に専門的な知識、経験(管理職経験や特殊な免許)による特別の求職者の開拓やそのための調査・検索。	45%以内	—	43%	—	18%	—	15%	—
特定の条件(資格、経験等)による特別の求職者の開拓やそのための調査・検索。	23%以内	19%以内	20%	17%	16%	13%	13%	10%
求人・求職者の申し込みを受理した時以降、求人・休職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職者の照合その他紹介のサービスに付随するサービス。	20%以内	18%以内	18%	16%	15%	12%	12%	9%
求人者の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言。	17%以内	14%以内	17%	14%	13%	11%	10%	8%
高い視点からの助言をなし得る者、中心的役割を果たしてきた者であり、運営及び当該業界の問題について豊富な知識と経験に基づいた適切な助言をなし得る者等の紹介のサービス	15%以内	—	13%	—	10%	—	8%	—
ご確認事項	1) 人材に関するご相談等は無料で承ります。 2) 紹介手数料はご紹介した人材の採用が決定し入社を確認いたしました後に発生いたします。 3) 紹介手数料のお支払は入社日から30日以内にお振込みをお願いします。 4) 紹介手数料の算定は当該求職者の就職後1年間で支払われ、賃金に対する割合になります。 5) 手数料は求人者の負担とします。また上記手数料には消費税が含まれます。		1) 紹介までの派遣期間は同一の派遣労働者を6ヶ月を超えて派遣できません。 2) 派遣先が紹介を希望しなかった場合や雇用をしなかった場合は、理由を派遣労働者に明示しなければなりません。 3) 紹介予定後、雇入れた派遣先は試用期間を設けないようにしなければなりません。 4) 紹介手数料の算定は当該求職者の就職後1年間で支払われ、賃金に対する割合になります。 5) 手数料は求人者の負担とします。また上記手数料には消費税が含まれます。					